

## 金銭的不利益処分とその他のサンクション等との関係（論点メモ）

（関連：第19回会合資料10～15）

- 1 独占禁止法違反事業者が、事実上のものを含め、様々な不利益を受けることを違反金の制度設計においてどう評価するか。
- 2 違反金の算定において損害賠償、不当利得返還、違約金の存在を考慮すべきか。
- 3 違反金の算定において監督官庁による処分（営業停止等）が行われたこと（行われ得ること）を考慮すべきか。
- 4 違反金の算定において指名停止が行われたこと（行われ得ること）を考慮すべきか。

（独占禁止法違反事業者が、事実上のものを含め、様々な不利益を受けることを違反金の制度設計においてどう評価するか。）

他の不利益処分等の存在を考慮すべきとの立場	他の不利益処分等の存在を考慮する必要はないとの立場
不利益処分全体として、個々の違反行為の悪質性・重大性に 応じたものとなるようにすべき。 罪刑均衡、比例原則の範囲内になるようにすべき。	個々の処分はその目的・趣旨が異なっており、被処分者に不 利益であるという理由だけで調整を要するものではない。 <u>現状が比例原則の観点から問題といえるか。</u>

（違反金の算定において損害賠償、不当利得返還、違約金の存在を考慮すべきか。）

考慮すべきとの立場	考慮する必要はないとの立場
損害賠償、不当利得返還、違約金支払いにより不当利得が解消 されるので、課徴金の算定において相当額を控除すべき。	<u>違反金は「不当利得」として徴収するものではないので、損害 賠償等をしたからといって調整するという事にはならない（現 行法は別途損害賠償が行われたとしても課徴金とは調整しない 設計となっている）。</u> 主要国において、金銭的不利益処分と損害賠償等を調整してい る例はないのではないか。

カルテルと異なり、入札談合では発注者による違約金請求が高い確率で行われるので、違約金の支払いについては考慮すべき。

違約金は契約当事者間の私的な取決め、一方当事者による私的なペナルティであり、行政処分と調整するべきものではないのではないか(そのような制度設計をするのは適当ではないのではないか。)